

議案第 8 4 号

さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 9 年 3 月 1 6 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 2 4 年さいたま市条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス（第 2 1 条、<u>第 5 0 条及び第 7 3 条</u>において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第 7 3 条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべ</p>	<p>（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス（第 2 1 条及<u>び第 5 0 条</u>において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第 7 3 条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべ</p>

き従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 児童指導員、保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。） 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア・イ [略]

- (2) [略]

- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

3・4 [略]

- 5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

- 6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 [略]

(情報の提供等)

第77条の2 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

- 2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

き従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア・イ [略]

- (2) [略]

- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

3・4 [略]

- 5 第1項第1号の指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 [略]

3 指定放課後等デイサービス事業者は、次条において準用する第27条第3項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

(3) 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況

(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

(5) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
(7) 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

第78条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第78条において準用する第38条」と、第16条中「第50条第1項」とあるのは「第78条において準用する第50条第1項」と、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第78条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条第1項」とあるのは「第77条第1項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第77条第2項」と、第27条第1項中「次条第1項に規定する児童発達支援計画」とあるのは「第78条において読み替えて準用する次条第1項に規定する放課後等デイサービス計画」と、第28条第1項中「第55条第2項第2号において「児

(準用)

第78条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第78条において準用する第38条」と、第16条中「第50条第1項」とあるのは「第78条において準用する第50条第1項」と、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第78条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条第1項」とあるのは「第77条第1項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第77条第2項」と、第27条第1項中「次条第1項に規定する児童発達支援計画」とあるのは「第78条において読み替えて準用する次条第1項に規定する放課後等デイサービス計画」と、第28条第1項中「第55条第2項第2号において「児童発

「児童発達支援計画」という」とあるのは「第78条において準用する第55条第2項第2号において「放課後等デイサービス計画」という」と、同条第2項、第4項から第8項まで及び第10項中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第29条中「前条」とあるのは「第78条において準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第78条において準用する次条」と、第44条中「前条」とあるのは「第78条において準用する前条」と、第55条第2項第1号中「第22条第1項」とあるのは「第78条において準用する第22条第1項」と、同項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第78条において準用する第36条」と、同項第4号中「第45条第2項」とあるのは「第78条において準用する第45条第2項」と、同項第5号中「第51条第2項」とあるのは「第78条において準用する第51条第2項」と、同項第6号中「第53条第2項」とあるのは「第78条において準用する第53条第2項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第79条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア・イ [略]

(2) [略]

2 [略]

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(準用)

第81条 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条、第

「児童発達支援計画」という」とあるのは「第78条において準用する第55条第2項第2号において「放課後等デイサービス計画」という」と、同条第2項、第4項から第8項まで及び第10項中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第29条中「前条」とあるのは「第78条において準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第78条において準用する次条」と、第44条中「前条」とあるのは「第78条において準用する前条」と、第55条第2項第1号中「第22条第1項」とあるのは「第78条において準用する第22条第1項」と、同項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第78条において準用する第36条」と、同項第4号中「第45条第2項」とあるのは「第78条において準用する第45条第2項」と、同項第5号中「第51条第2項」とあるのは「第78条において準用する第51条第2項」と、同項第6号中「第53条第2項」とあるのは「第78条において準用する第53条第2項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第79条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア・イ [略]

(2) [略]

2 [略]

(準用)

第81条 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から

50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第60条から第61条の2まで、第72条、第77条（第1項を除く。）及び第77条の2の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第81条において準用する第38条」と、第16条中「第50条第1項」とあるのは「第81条において準用する第50条第1項」と、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第81条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第81条において準用する第77条第2項及び第3項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第81条において準用する第77条第2項」と、第28条第1項中「第55条第2項第2号」とあるのは「第81条において準用する第55条第2項第2号」と、第29条中「前条」とあるのは「第81条において準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第81条において準用する次条」と、第44条中「前条」とあるのは「第81条において準用する前条」と、第55条第2項第1号中「第22条第1項」とあるのは「第81条において準用する第22条第1項」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第81条において準用する第36条」と、同項第4号中「第45条第2項」とあるのは「第81条において準用する第45条第2項」と、同項第5号中「第51条第2項」とあるのは「第81条において準用する第51条第2項」と、同項第6号中「第53条第2項」とあるのは「第81条において準用する第53条第2項」と、第60条中「この節（前条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）」とあるのは「第79条から第81条まで（同条において第60条及び第77条（第1項を除く。）の規定を準用する部分を除く。）」と、第61条中「この節（第59条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）」とあるのは「第79条から第81条まで（同条において第61条及び第77条（第1項を除く。）の規定を準用する部分を除く。）」と、第61条の2中「この節（第59条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）」とあるのは「第79条から第81条まで（同条において第61条の2及び第77条（第1項を除く。）の規定を準用する部分を除く。）」と、第77条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前

第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで、第60条から第61条の2まで、第72条及び第77条（第1項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第81条において準用する第38条」と、第16条中「第50条第1項」とあるのは「第81条において準用する第50条第1項」と、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第81条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第81条において準用する第77条第2項及び第3項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第81条において準用する第77条第2項」と、第28条第1項中「第55条第2項第2号」とあるのは「第81条において準用する第55条第2項第2号」と、第29条中「前条」とあるのは「第81条において準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第81条において準用する次条」と、第44条中「前条」とあるのは「第81条において準用する前条」と、第55条第2項第1号中「第22条第1項」とあるのは「第81条において準用する第22条第1項」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第81条において準用する第36条」と、同項第4号中「第45条第2項」とあるのは「第81条において準用する第45条第2項」と、同項第5号中「第51条第2項」とあるのは「第81条において準用する第51条第2項」と、同項第6号中「第53条第2項」とあるのは「第81条において準用する第53条第2項」と、第60条中「この節（前条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）」とあるのは「第79条から第81条まで（同条において第60条及び第77条（第1項を除く。）の規定を準用する部分を除く。）」と、第61条中「この節（第59条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）」とあるのは「第79条から第81条まで（同条において第61条及び第77条（第1項を除く。）の規定を準用する部分を除く。）」と、第61条の2中「この節（第59条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）」とあるのは「第79条から第81条まで（同条において第61条の2及び第77条（第1項を除く。）の規定を準用する部分を除く。）」と、第77条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と読み替える

2項」と、第77条の2第3項中「次条」とあるのは「第81条」と読み替えるものとする。

ものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前のさいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第73条に規定する指定放課後等デイサービス事業者については、この条例による改正後のさいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第73条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第79条に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、この条例による改正後のさいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第79条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。